

広島県水道広域連合企業団管理規程第8号

広島県水道広域連合企業団契約規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月31日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団契約規程の一部を改正する規程

広島県水道広域連合企業団契約規程（令和5年広島県水道広域連合企業団管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第29条関係）		別表（第29条関係）	
（1） 工事又は製造の請負	<u>4,000,000円</u>	（1） 工事又は製造の請負	<u>2,500,000円</u>
（2） 財産の買入れ	<u>3,000,000円</u>	（2） 財産の買入れ	<u>1,600,000円</u>
（3） 物件の借入れ	<u>1,500,000円</u>	（3） 物件の借入れ	<u>800,000円</u>
（4） 財産の売払い	<u>1,000,000円</u>	（4） 財産の売払い	<u>500,000円</u>
（5） 物件の貸付け	<u>500,000円</u>	（5） 物件の貸付け	<u>300,000円</u>
（6） 前各号に掲げるもの 以外のもの	<u>2,000,000円</u>	（6） 前各号に掲げるもの 以外のもの	<u>1,000,000円</u>

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。